

ちょっとためになる申告の情報をお届けします♪

「リリーフ通信・記帳の教室」

「販売促進費」について

皆様こんにちは。前月号で経費の基本を確認してきましたが、今月からは、経費の内容についてお伝えしていきたいと思っております。今回は、セブテム活動を行っている皆様の中で、経費の額の割合が高い本社から購入した商品についてご説明させていただきます。

皆様が本社から購入し、事業で使用したものは「販売促進費」という勘定科目を使用して弊社では処理させて頂いております。「販売促進費」とは、事業の売上を促進させる為に支出した費用を処理する科目です。

本社から商品を購入してもらえるように、メンバーズになってもらえるように、お手入会等で商品を使用いただいたり、商品をサンプルとしてプレゼントしたりすると思っておりますが、そうすることで商品を購入してもらえたり、セブテムメンバーズになってもらいやすくなるので、「販売促進費」という科目を使用しています。

では、購入した商品のすべてが、経費として処理できるのか?という点、そうではなく事業で使用したものが「販売促進費」として、経費になります。弊社で記帳させて頂いておりますメンバー様は、「在庫・自己消費チェック表」を送らせて頂いておりますが、在庫(購入したけど、まだ使用していない商品)は、事業で使用した年度の経費となりますので、在庫の分は、購入年度の経費にはなりません。また、購入した商品から皆様個人(ご家族等も含む)で使用した商品は、事業活動には関係してこないため、経費からは除かれます。

まとめると「前年度の在庫の金額+今年度に購入した商品の金額-今年度の在庫・自己消費の金額=今年度に経費となる販売促進費の金額」となります。

商品の購入、支払方法は様々あると思いますが、商品を購入した際の納品書と、その支払いを証明するもの(領収書、カード払いのクレジットカードの明細、振込の通帳コピー又は振込明細原本等)が経費として処理するために重要な書類ですので、納品書と領収書等をホッチキスで止めるなどして保存しておいてください。よろしくお願いたします。

不明な点等ありましたら、リリーフまでお気軽にお問い合わせ下さい。

(株)リリーフは“いつまでも賢い人生を送る”皆様の応援団です♪

(株)リリーフ 記帳の教室事業部 担当：丸山豊正

〒462-0853 名古屋市北区志賀本通2-13 名城ラポビル4F

TEL: 052-912-2180 FAX: 052-912-2182

mail: simada4f@po.mirai.ne.jp

【相談依頼書】 FAX: 052-912-2182

なまえ

ところ

でんわ

メール

【相談内容】